

核軍縮に関する国際情勢（1）

—— 米国の核政策の批判的検討 ——



大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒澤 満

I 全般的な潮流

21世紀に入り、国際社会は大きく変化している。

1990年前後の冷戦の終結により、米国とソ連の東西対立は終了し、冷戦の終結とともに核軍縮の分野でも大きな進展が見られた。1987年に締結された米ソの「中距離核戦力（INF）条約」は、地上配備の中距離ミサイルを全廃するという画期的なものであり、米ソの信頼関係を増進させ、冷戦の終結を導入するものであった。

冷戦終結直後には、米ソの間で1991年7月にSTART I（第1次戦略兵器削減）条約が署名され、1993年1月には米口間でSTART II条約が署名された。さらに1997年にはSTART IIIの枠組みについて、米口の大統領の間で合意が見られた。また1996年9月には核実験を全面的に禁止する包括的核実験禁止条約（CTBT）が国連総会で採択され、多くの国が署名した。

1998年頃からその他の安全保障問題を巡って米口の関係が悪化し、核軍縮の進展もストップするようになった。その結果、START II条約は批准されないままであり、米国の上院は1999年10月にCTBTの批准を拒否する決定を行った。

21世紀に入り、2001年1月に米国ではブッシュ政権が誕生し、国際社会全体の平和と安全ではなく自国の狭い意味での利益や安全を追求する政策を採択し、ミサイル防衛の強力な推進を提唱した。2001年9月11日の米国での同時多発テロにより、ブッシュ政権は、テロリストおよびならず者国家が

最大の脅威であると主張しつつ、テロとの闘いを開始した。ここでは、国連を中心とする多国間外交ではなく、米国を中心に米国に協力する国家による軍事力を基礎として問題に対応していった。

また2003年3月20日にイラク戦争が開始されたが、イラクへの査察活動が継続される中、国連安全保障理事会では多数の賛成を得ることができず、理事会の決議なしで武力攻撃を開始した。これは武力行使の禁止に関する国際法に明白に違反するものであり、さらに脅威の原因とされた大量破壊兵器もいまだに発見されていない。

このような米国の政策を反映し、核軍縮の分野では大きな進歩は見られず、逆に小型核兵器の開発の可能性が高まっており、またそのための核実験の再開も示唆されており、核兵器が使用される可能性も以前より高まっており、核軍縮に逆行する方向に進んでいる。

II 核兵器に関する個別的問題

1 核兵器の削減

(1) 戦略核兵器の削減

ブッシュ政権は、冷戦の終結によりロシアはもはや敵ではないと主張し、当初から戦略核兵器を一方的に削減するという方針が打ち出し、2001年11月13日には10年間で実戦配備の戦略核弾頭を1700-2200のレベルにまで削減すると述べた。その後ロシアの強い要求もあり、米国とロシアは2002年5月24日に「戦略攻撃力削減条約（モスクワ条約）」に署名し、それは2003年6月1日に発効した。

この条約により両国は、2012年12月31日に戦略核弾頭数が1700-2200を越えないようにする義務を引き受けている。このことは核兵器の削減の側面からみて、きわめて有意義なことであり、当初の一方的措置から法的拘束力ある条約として定められたことは評価すべきである。しかし、この条約は以下のようなさまざまな欠陥をもっている。

第1に、クリントン政権が1997年に原則合意したSTART IIIはほぼ同数の削減を定めていたが、ここでは2007年末までに実施するものとされており、2012年は遅すぎると考えられる。第2に、実戦配備から撤去された運搬手段も核弾頭も廃棄することなく維持でき、いつでも元に戻せるようになっている。これは軍縮の不可逆性の原則に反する。第3に、条約は10年間の削減スケジュールを規定しておらず、また核戦力の構成や構造に関する規制もない。第4に条約は検証規定を含んでおらず、第5に条約からの脱退の要件がきわめて軽く、容易に脱退できるようになっている。

これらはすべて、米国が一方的に削減するとしていたものを条約として作成したが、義務の履行については一方的削減と変わらない位、米国の自由裁量を広く維持するためである。条約の特徴である法的安定性とか予見可能性といったものが大きく損なわれている。したがって、この条約の評価は、両国、特に米国がどれだけ誠実に条約義務を履行するかどうか、またどれだけ早くその後の一層の削減に合意し実施するか依存している。

(2) 非戦略核兵器の問題

米口間での使用を前提とする戦略核兵器については、上述のように削減の方向が示されているが、21世紀の新たな脅威に対して、米国は非戦略核兵器または戦術核兵器の有用性を強調するようになっている。特にならず者国家の地下施設の攻撃のために、非戦略核兵器は有用であると考えられている。そこでは地下深くにある標的を破壊する能力をもったバンカー・バスターと呼ばれる兵器が必要とされ、小型の核兵器が最適であると考えられている。それは、ならず者国家が、地下深くに司令部を設置したり、生物・化学兵器を貯蔵しているとみなされているからである。

このように、冷戦終結後の世界で特に注目されているのは、非戦略核兵器であるが、これに関しては国際的な規制はまったくなく、条約も存在していない。逆に新たな核兵器の開発の方向が示されており、核軍縮とまったく逆行する方向に進みつつある。

2 核実験の禁止

米国はクリントン政権の時に上院が包括的核実験

禁止条約の批准を拒否する決議を採択したが、ブッシュ政権はCTBTに根本的に反対であり、上院に批准を要請することはまったく考えていないと明言している。ただ核実験モラトリアムを継続すると言っているが、それも新たな小型核兵器の開発との関連で実験が必要になれば、いつでも政策を変更する可能性がある。

CTBTに対する米国の反対の当初の理由は、検証が十分でなく秘密裏に核実験をする国があるかもしれないことと、現存核兵器の安全性と信頼性のために将来核実験が必要となるというものであった。しかし、ブッシュ政権においては、現存核兵器の問題のみでなく、新たな核兵器の開発という理由が追加されている。もし仮に米国が核実験を実施するようなことがあれば、CTBTは完全に無意味となり、中国やロシアも実験を再開するかもしれないし、新たな核兵器国が出現するかもしれない。

CTBTが発効するためには指定された44カ国の批准が必要であるが、米国、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮など12カ国がまだ批准していない。中国は人民代表会議で批准手続きを実施中であり、米国の態度に関係なく批准を行うと述べている。その他の国に関しては、米国の態度が決定的に重要であり、米国が批准しその他の国々とともに圧力をかければ、未批准国も批准を検討するだろうが、米国が批准を拒否している間は他の国を説得するのは困難である。

3 核兵器の不拡散

核不拡散条約(NPT)には世界中のほとんどの国が入っており、この条約の外に留まっているのは、インド、パキスタン、イスラエルの3国である。条約の普遍性を確保するには、これら3国の加入が必要であるが、現実の問題としてこれらの国が近い将来にNPTに加入する可能性はきわめて低い。

これら3国は、NPTに加入していないが、NPT締約国は、条約の規定上、これら3国を非核兵器国として取り扱う義務がある。特に1998年に核実験を実施したインドとパキスタンに対して、国際社会はさまざまな非難決議を採択し、米国および日本は両国に経済制裁を課した。しかし、9.11を契機にパキスタンの協力が必要になった米国は、インドとパキスタンへの経済制裁を解除し、日本もそれにならって制裁を中止した。

その後、米国は両国の核兵器の保有を黙認する態度をとり続けており、両国は核兵器の開発と配備を続けている。これは、核不拡散よりも対テロ戦争に優先度が与えられたからであり、イスラエルに対するのと同様に、米国に友好的な国、あるいは米国に

とって利用価値のある国の核拡散には、米国は明確に強硬に反対する立場を表明せず、黙認しながら事実上受け入れる態度を示している。これはNPTの普遍性にとってマイナスであり、条約に加入して核兵器の選択を放棄した諸国にとっても、きわめて不公平な取り扱いとなっている。

条約の普遍性と並んで問題となっているのは、条約の実効性であり、条約に入りながらも条約に違反している国、あるいは条約から脱退を表明した国にかかわるものである。イラクについては、大量破壊兵器の保有の可能性および大量破壊兵器による脅威を主要な理由としてイラク戦争が開始された。核兵器については、湾岸戦争後の国連イラク特別委員会(UNSCOM)の査察および廃棄活動により、1996年にはイラクの核施設はすべて廃棄されたと報告されており、イラク戦争直前の国連監視検証査察委員会(UNMOVIC)と国際原子力機関(IAEA)の報告では、イラクに核関連物質・施設がある可能性はきわめて低く、あと数箇月あればないことが証明できると述べられていた。

しかし、米英はさまざまな情報を操作し、イラクが核兵器を開発している可能性が高いとして、攻撃を開始したが、いまだに核関連のみならず、生物・化学兵器に関しても何も発見されていない。今はイラクの復興に国際社会の関心が集中しており、それを進めることは重要であるが、イラク戦争が国連憲章に違反して開始されたこと、およびその中心的理由であった大量破壊兵器の保有が実証されていないことを念頭に置いて議論することが必要である。

北朝鮮については、2002年10月に北朝鮮がウラン濃縮施設を保有していると宣言したことから、米国の重油供給の停止、北朝鮮の核凍結の解除など事態が悪化し、2003年1月10日に北朝鮮はNPTからの脱退を通告した。2003年4月に米国、北朝鮮、中国の3カ国協議が行われ、同年8月にはさらに日本、韓国、ロシアを加えた6カ国協議が実施された。

これらの協議から直接的な解決はまだ生まれていないが、今後はこれらの協議を継続することにより、外交的に問題を解決すべきである。北朝鮮は極度の経済危機にあり、核兵器を梃子としてさまざまな見返りを期待しているようであり、体制維持が基本的な要求であると考えられる。他の5カ国は、北朝鮮の核開発の停止と核関連施設・物質の廃棄を要求しており、現在の課題はどちらが先に行動するか、どのような過程を経て最終的解決に到達するかというものであり、米朝の2国間直接協議とともに、中国やロシアが両者の間に入り妥協の余地を探ることが必要であろう。

4 核兵器の使用禁止

核兵器の使用の禁止に関連するのは、1つは消極的安全保障、つまりNPT当事国である非核兵器国に対して核兵器の使用または威嚇を行わないことである。核兵器国は1995年4月の政治的宣言により、当該非核兵器国が他の核兵器国と同盟して攻撃しない限り、核兵器を使用しないことを約束した。また非核兵器地帯条約については、その議定書への批准により同様の法的義務を引き受けている。

しかし、米国はある非核兵器国が生物・化学兵器で攻撃してくるような場合にはあらゆる手段をとる(核兵器の使用を含む)ことを明言しており、上述の消極的安全保障の約束に反する方向に進みつつある。

またブッシュ政権になって、軍事力に依存する割合が大幅に増加した。2002年9月20日に発表された「米国家安全保障戦略」においては、テロリストあるいはならず者国家に対して、先制的に行動することが強調されており、これまでの自衛の範囲を大きく越えて武力を使用することが立案されている。国連安保理の決議なしに攻撃を開始したイラク戦争は、まさにこの理論を実施したものである。

この先制攻撃理論の採用により、小型核兵器がならず者国家に対して先制的に使用される可能性も出てきている。米国の2002年1月9日の「核態勢見直し報告書」においては、通常兵器と核兵器との境界があいまいにされ、両者が連続的に位置付けられており、従来の理論にみられたような両者の明確な区別が消滅している。このことは、小型核兵器を通常兵器の延長として使用可能であるという意味合いをもっている。

III むすび

21世紀の国際社会は、米国が突出した軍事力をもち、国際関係を軍事力を中心に展開しようとしているため、きわめて危険な様相を示している。核兵器に関しても、その軍事적および政治的意味を低下させるのではなく、逆に、特にその軍事的有用性を強調している。それは核軍縮の考えとは真っ向から対立するものであり、戦略攻撃力削減条約が成立しているが、全体の流れは核軍縮にまったく逆行するものとなっている。

国際社会において、核軍縮を推進し、「力による支配」ではなく「法による支配」を確立し、国際社会全体の平和と安全を促進し強化するためには、米国の単独主義的で軍事力に依存する政策を変更させることが必要であり、国際社会のあらゆる主体がそのために努力すべきであろう。